観光振興基本計画の概要

1 計画策定の趣旨等

○計画策定の趣旨‥観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。(観光振興基本条例第９条第１項)
○計画期間　‥平成22年度～平成27年度(６年間)

2 社会・経済環境の変化と課題

社会環境：人口の減少／ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ化の進展／価値観の多様化／ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ社会の進展

経済環境：産業の多様化の推進／地域の均衡ある発展

3 観光振興に関する目標

【目標】
「感動の旅を見つけられる愛知」の創造と「産業としての観光」の発展

⇒

【目標値①】観光旅行者の満足度の向上
◇観光旅行者の満足度
（アンケート調査における「非常に満足」との回答割合）
１６．３％　⇒　２５％

【目標値②】観光交流人口の拡大
◇延べ宿泊者数
１，０４８万人 ⇒ １，５００万人
◇うち東アジア４か国・地域からの延べ宿泊者数
４９万人　⇒ １５０万人

【目標値③】観光と地域社会の発展
◇経済的効果‥観光消費額 ※1
５，３０９億円 ⇒ １兆円
◇社会的効果‥観光ボランティアガイド数
２，２０２人　⇒ ３，０００人

※1 観光旅行者が県内で支出した宿泊費、交通費、飲食費などの合計

4 基本的な方針　《目標達成のために取り組む施策の方向性》

【「産業としての観光」の推進】 ※2

観光をキーワードに、地域の関連産業を育成・振興する。

観光は裾野の広い産業であり、21世紀の有力な成長産業の一つとされる。
産業の多様化を図り、バランスある地域経済の発展を目指す。

【観光による地域の活性化】

観光によって誇りと愛着を持つことができる、元気な地域づくりを進める。

観光旅行者の多様なニーズに応えるため、テーマ性、ストーリー性を持って観光魅力づくりを行うとともに、地域主体の観光まちづくりに取り組む。

【「おもてなし愛知」の実現】

観光への意識を高め、県全体でおもてなしの向上を図る。

観光旅行者が満足感を得られるかどうかは、心のこもった温かいおもてなしが大きく影響する。そのため、県全体でおもてなしの気運醸成を図る。

5 総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 「産業としての観光」の推進
  - 東アジアからの誘客推進と受入体制の確立
  - ビジネス客による観光利用の促進
  - イベント・コンベンションの誘致推進
  - 観光産業の育成・振興
- 観光による地域の活性化
  - 「産業観光」と「武将観光」の推進
  - 地域資源を活かした観光魅力づくり
  - ソフト・ハード両面からの観光地づくり
  - 広域観光の推進
- 「おもてなし愛知」の実現
  - 県民参加によるおもてなしの推進
  - 人の魅力による接客サービスの向上

※2「産業としての観光」の考え方
観光産業（宿泊業、交通運輸業、旅行業、飲食業、土産品業など）だけでなく、農林水産業、商工業も含め、観光を産業政策的な視点から総合的に育成・振興を図るもの

「観光インフラ」の整備：観光情報の発信／観光人材の育成／観光基盤・施設の整備

観光振興にあたって配慮する事項：安心・安全の確保／環境との調和／休暇取得の促進

6 施策を推進するために必要な事項

推進体制の整備／観光統計の整備／財政上の措置

7 地域別観光振興の方向

三河湾・伊勢湾／三河山間部／尾張平野部／三河平野部／大都市（名古屋）